

2024 年 12 月 25 日
日本銀行決済機構局

C B D C フォーラム W G 3
「K Y C とユーザー認証・認可」
第 11 回会合の議事概要

1. 開催要領

(日時) 2024 年 11 月 14 日 (木) 14 時 00 分～16 時 00 分
(形式) 対面形式および W e b 会議形式
(参加者) 別紙のとおり

2. プレゼンテーション

株式会社千葉銀行よりプレゼンテーションが行われた。概要は以下のとおり。

銀行業における不正検知の現状 (株式会社千葉銀行)

—— プレゼンテーション資料は別添 1 を参照。

銀行における不正検知の概要と T S U B A S A アライアンスによる A M L や金融犯罪対策を含む共同化の取り組みについて紹介した上で、C B D C へどのように応用できるかといった視点でグループディスカッションへと繋げたい。

不正検知の種類やその対策は多岐にわたる。本プレゼンでは、①不正口座開設、②不正送金、③特殊詐欺・S N S 型投資詐欺、④不正利用口座の 4 つの不正取引に絞って説明する。

まず、悪意者が偽造免許証等による架空名義や、実態のない法人を用いて不正に口座を開設する「①不正口座開設」について。口座開設に様々な条件を設け、不正利用を目的とした口座を入口段階で謝絶しているが、w e b チャンネルによる個人口座開設と、法人の口座開設における不正な口座開設の試みは後を絶たず、対策の強化を進めている。

w e b チャンネルでの個人口座開設は、e K Y C のホ方式を採用して本人確認を行い、口座開設審査において営業エリア外からの口座開設申出の謝絶や

外部サービスの活用により、不正リスクの高い口座を選別している。しかし、ホ方式の脆弱性等の課題もあり全ての不正を排除することは難しいことから、口座開設後の取引監視により、不正リスクの高い口座への振込入金規制対応を行っている。現状、普通預金口座の 10%を超える口座に何らかの取引規制を設定しているが、取引規制された口座で資金移動が発生した際の審査負荷が大きいほか、顧客のユーザビリティが低下する課題がある。

法人の口座開設は、全て対面で行っておりオンラインでの開設は行っていない。しかし、法人のKYC、CDDを正しく実施するには高いスキルが必要であり、窓口担当者の育成に課題がある。また、口座開設審査の一環として現地調査に赴くこともあるが、設立間もない法人には見るべき資産が無いことも多々あり、現地調査の意義が乏しいものになってしまうことも珍しくない。故に、個人口座と同様に口座開設後の取引監視に依拠しなければならない実情がある。

次に、正当な預金者からフィッシング詐欺等でID・パスワードを詐取し、悪意者が預金者に成り代わり送金を行う「②不正送金」について。主に、フィッシングサイトの監視・テイクダウン、追加認証によるセキュリティ強化、リアルタイムモニタリングによる振込留保の3本柱を中心とした対策を講じている。各種取引のチャネルはアプリへのシフトが進んでおり、高額を送金や振込限度額の引き上げには、その都度追加認証として公的個人認証を求めている。また、リアルタイムモニタリングによる振込留保も実施しており、顧客の依頼する振込を1件ずつ、顧客の年齢、振込金額、振込実績、利用端末、振込先の属性等の要素でスコアリングし、高リスクと判定される振込依頼は発信せずに留保し、顧客端末画面上に専用の振込確認センターへ連絡するように案内している。その後、顧客から振込確認センターへ連絡があり、現に本人からの振込依頼であることや、送金理由に問題がないこと等を確認でき次第、振込を実行する一方、不正・詐欺が疑われる場合や一定期間内に連絡が来ない場合は送金を取消している。多少、強引な対応ではあるが、これにより相応数の不正送金を抑え込めている。

続いて、正当な預金者本人が騙され、振込を行ってしまう「③特殊詐欺・SNS型投資詐欺」について。窓口、ATM、インターネットバンキング、アプリ等の取引チャネルごとに不正対策を実施している。特に、地方銀行の顧客は高齢者の割合が高いため、千葉県警からの要請もあり、70歳以上の顧客が行うATMでの取引に対し金額制限を設けている。また、前述した振込留保による対応は特殊詐欺・SNS型投資詐欺等に対しても有効に機能している。

最後に、口座開設当初は正当な預金者が管理する口座だったものが、口座譲渡や口座レンタルにより詐欺の受け皿や犯罪収益の資金洗浄に使用される「④不正利用口座」について。新規口座開設直後に不審な動きのある口座や、長期不活動口座、在留期限切れの外国人口座等を、ルールベースによる取引モニタリングにより検知している。AIを活用した取引モニタリングは、精度向上が今後の課題であるものの試行している。なお、取引モニタリングはTSUBASAアライアンスの枠組みで、他の地方銀行と共同化の取り組みを進めている。

TSUBASAアライアンスとは、全国で10行の地方銀行が集まった経営統合によらない地域広域連携の枠組み。勘定系システムを含めた様々なシステムの共同化や営業面、人材育成等、ほぼ全ての銀行業務の面で協力しており、その中にはAMLや金融犯罪対策も含まれる。

AMLや金融犯罪対策の共同化の範囲に関しては10年近くの時間をかけ、少しずつ広げてきた。当初は、規定・マニュアル・チェックシートや行内周知文書の開示による情報交換から始め、次にリスク評価書・手順書や研修教材、コルレス管理等、どの銀行でも同様に必要となる業務の標準化や集約・還元、外部サービスの新規導入、各種データベースの購入等の共同購入・共同委託に取り組んできた。そして、企画機能がほぼ集約できたことを踏まえ、オペレーションの集約に着手し、2023年11月にTSUBASA-AMLセンター（以下、AMLセンター）を設立した。AMLセンターでは、各行から取引データを受領し、モニタリングシステムを介し一次検証を行う。その結果、不正リスクが高いと判定された取引は委託元銀行へ還元し、疑わしい取引の届出の要否を各行で判断してもらい、JAFIG（犯罪収益移転防止対策室）への届出業務はAMLセンターが請け負う。また、AMLセンター内に各行の端末を設置し、各行に蓄積している検証に必要な情報を閲覧できる環境を構築することで、判定のクオリティを高く保っている。ただし、こうしたモニタリングは業務委託として各行からそれぞれ受託しているため、執務室およびサーバー内の環境は各行ごとに完全に分別する必要があり、銀行を跨いだ顧客情報の共有やネットワーク分析等は実施できないという実情がある。

以上の経験を踏まえた、共同化の取り組みにおける第一の利点は、ナレッジの集約による有効性の高いシナリオ設計が可能となることである。規模が小さく、リソース不足からナレッジの蓄積が難しい地方銀行にとって、共同化は有力な解決手段と言える。また、疑わしい取引の調査手法や届出要否の判断基準等を先進行と統一できることや、業務集約による効率化・コスト削減もわか

りやすいメリットとして挙げられる。

一方で、最大の難点は顧客情報の取扱いが業務委託となることである。前述のとおり、委託元銀行ごとに執務室およびサーバー内の環境を完全に分別していることから、環境整備コストが嵩むほか、委託元銀行を跨いだネットワーク分析等は実施できない。また、委託元銀行の拘りが強いシナリオは統合が難しく業務共通化の障害となりやすい。さらに、委託元銀行によってシステムの機能に差があり、データ化されている先がある一方で、アナログ管理されている先もあり、調査・検証の品質にばらつきが出てしまうことも難点である。

最後に、グループディスカッションに向け、私見を交えつつC B D Cにおいて整理したい論点を4つ挙げたい。①「口座開設」、②「不正送金の防止」、③「詐欺被害の防止」、④「取引モニタリング（共同化）」である。

①「口座開設」について。C B D Cの基本的特性としてユニバーサルアクセスが謳われているが、C B D C口座の開設可否や条件は、各仲介機関が自らの経営戦略やリスク評価を踏まえ判断できると理解している。また、口座開設した場合においても、開設後は預金口座と同様に入出金等の取引を規制できるようにすべきと思っている。また、取引規制の根拠は取引約款となると想定されるが、預金口座では、全国銀行協会より普通預金規定の参考例が出されており、C B D Cにおいても同様にすることが望ましいのではないかと。

②「不正送金の防止」について。弊行ではリスクに応じて公的個人認証による追加認証を求めているが、こうした追加認証の要否・方法を共通化するか、各仲介機関がリスク・予算等の事情に応じて対応するかは、慎重な検討が必要と考えている。また、弊行では振込留保による対応を行っているが、C B D Cの即時決済性に抵触せずに共存できるとよいだろう。

③「詐欺被害の防止」について。高齢者の詐欺被害防止対策が考えられるが、年齢に応じて取引金額に制限を設けるとした場合は、仲介機関で目線を合わせるべきだろう。

④「取引モニタリング（共同化）」について。C B D Cに係る取引モニタリングを受託することが、為替取引分析業務に該当するのかが不明確であり、今後整理が必要だろう。また、全ての仲介機関にとって、C B D C口座は新規取引となるため、個人情報の取扱いについて、不正検知目的での利用・第三者提供に、予め顧客より同意を取得するとした場合、不審な取引が発生した際に柔軟に関係者間での情報交換ができるようになるため、不正検知の実効性も高まるのではないかと考えている。

以上について、各参加者の意見やコメントがあれば伺いたい。

3. 質疑応答とグループディスカッション

参加者による質疑応答の後、グループディスカッションが行われ、各グループ代表者からの発表が行われた。モデレータは、株式会社みずほ銀行が担当した。概要は以下のとおり。

【共同化したシステムにおける責任の所在】

(参加者) AIを用いた不正検知のスコアリングを共同化したシステムで行い、不正取引を検知できなかった場合、責任の所在はどうなるのだろうか。AMLセンターの場合は、業務委託関係であるため委託元銀行が責任を負うのが自然と理解できるが、他の事例についてご存知であれば伺いたい。

(参加者) 受け入れた情報をもとに、AIを用いた不正検知のスコアリングサービスを提供するだけであれば、一般的には還元された結果を踏まえてどう対応するかは各行の判断となり、責任も各行に帰属するだろう。

(参加者) 共同化したシステムの取引モニタリングにおいて、AIでスコア判定をする場合、全ての取引データを各仲介機関は連携する必要があるのだろうか。たとえば、マネロン対策共同機構のAIスコアリングサービスでは、各行が連携する取引データの種類や量は各行の判断に委ねられるか。

(参加者) スコアリングに使用するデータ項目のうち、必須・推奨の区分分けはあったかと思うが、マネロン対策共同機構へ連携するデータの選別は各行の判断に委ねられる予定と聞いている。

【振込入金規制における対応】

(日本銀行) 現行業務における振込入金規制とはどのような対応か。

(参加者) 振込入金先口座が悪用されていることが明白な場合は、該当口座への入金を止め仕向銀行に返金する。悪用されているのか判断が難しい場合は、口座所有者に来店を求めた上で本人確認書類やキャッシュカード、取引エビデンス等を確認し、問題ないことが確認でき次第入金処理を行う。確認できなかった場合は、仕向銀行に返金する等の対応を行う。

【各グループ代表者からの発表】

(参加者) 1つ目は、「口座開設」のあり方について。各仲介機関で個別にC

B D C口座を開設でき、ユーザーが複数のC B D C口座を保有できるパターンだけでなく、C B D C口座を集約して管理するような機関を想定し、当該機関にユーザーはC B D C口座を一つだけ保有し、そのユニークなC B D C口座を各仲介機関が共有できるパターンも考えられるため、どちらが良いかを最初に議論した。サービス推進の観点からユーザーの利便性を考えると前者のパターンが良いという判断もあるかもしれないが、金融犯罪対策の観点からは課題が考えられる。複数の口座が作成されると、複数口座間においてユーザーは同一か否かの判断を行う必要性が生じる。そのため仲介機関を跨いだ情報共有が必要となることに加え、参照した情報の一部が自社の情報と異なるために同一か否かを判断するのは難しい事態が想定され、調査コストが嵩む。実際に複数開設した口座が犯罪に多く利用された最近の法人口座の不正事例を踏まえると、ユニークなC B D C口座を各仲介機関が共有していく方が望ましいのではないだろうか。ただし、前者のパターンでも、C B D C口座を集約して管理するような機関が同一人の複数のC B D C口座を適切に紐づけること出来れば、調査コストが下がる可能性もあるだろう。

次に、リスクに応じた追加認証の要否・方法を共通化するか、各仲介機関の独自対応とするか否かについては、仲介機関ごとの経営スタンスやポリシーが大きく影響してくる。各仲介機関が最終的な責任を持つことを前提とすれば、顧客対応や認証のやり方は各仲介機関に自由度を持たせて独自に判断させることが必要ではないだろうか。

(参加者)「口座開設」に関して、何らかの制限を課すべき主体を想定する必要があるのであれば、各仲介機関の判断や責任に任せるのではなく、政府等の公的機関によって予め検討され、判断基準を整備する必要があるだろう。

次に、「不正送金の防止」について。不正送金等の詐欺被害への対応には一定の時間が必要なため、こうした観点からはC B D Cにおける即時決済性は必ずしも必要ではないだろう。例えば、70歳以上のユーザーの送金については送金相手への入金に半日から一日程度の時間を必要とするよう即時決済性を緩和する設計とすれば、その間に家族や関係者が送金の真偽を確認する等によって、被害防止をサポートできる余地をつくれるかもしれない。また、C B D Cに保有額制限があることによって、仮に何らかの不正被害にあってもその被害額が限定されるため、高齢者を持つ家族にとっては安心に繋がるのではないか。なお、成年被後見人のようにお金へのアクセスが認められていない場合でも、例えばサポートをする家族等が追

加で認証することを前提に、成年被後見人自身がC B D Cを利用できるような、ゼロイチではない柔軟なやり方も考えられ、認証を挟むことで安心感を醸成していく考えも面白いだろう。

(参加者) 共同化された取引モニタリングを利用する際の個人情報については、現状においても第三者提供への同意を得ることで共同利用が可能と思われる。しかし、既存顧客から新たに第三者提供の同意を得るには、場合によっては個別かつ具体的に同意を得なくてはならない。特に不正対策を目的としてユーザーの同意を得るにはかなりの対応コストが予想されるため、C B D Cにおいては新規顧客となる口座開設時に同意を得るようにしたほうが良いだろう。また、このように個別に同意を得ることは大変なため、不正対策を目的とした個人情報の利用については、ソフトローではなく、ハードローである法令等で取り決めた方がよいのではないか、との意見もあった。

C B D C口座の開設やリスクに応じた追加認証に関するガイドライン、取引モニタリングの共同化は、あった方がよいだろうと議論をしていた。中でも、取引モニタリングの共同化における責任の所在は、先程も言及があったが、各仲介機関にあるとしていくのが自然だろう。なお、追加認証については、仮にC B D Cが実用化されたとしても、それまでに時間がかかることを勘案すると、マイナンバーカードを用いた身元確認や認証が十分に普及している可能性があるため、追加認証にかかるコストは削減できる可能性がある。

最後に、詐欺被害の防止のために取引金額の制限をすることは同意するが、年齢のみを基準として実施すべきか否かは、公平性の観点から更なる検討の余地があると考える。

(参加者) ディスカッションテーマの「口座開設」に関して3点申し上げる。

1つ目は、取引約款の参考例が策定されることが望ましいか否かについて。現状、銀行業界では全国銀行協会が取引約款の参考例を作成し、加盟行は基本的に参考例をベースとした取引約款を制定している。これにより、どの銀行でも基本的な部分は概ね同じルールのもとでサービスが提供され、日本の銀行取引においては通常このように取り扱われるという認識・慣行が出来上がっている。C B D Cにおいても、同様である方がよいだろう。また、サービス開始後取引約款上の何らかの不利益改定を行うと場合により無効とされる恐れもあることから、初めの段階でC B D Cの設計自体をある程度明確化した上で、取引約款の参考例を策定することが

望ましいだろう。

2つ目は、仲介機関の判断で、C B D C口座への入出金を規制できるシステムにすべきであるか否かについて。仲介機関の判断で入金を規制できるシステムとはしない場合であっても、入金されたC B D Cを再度利用する際には、当該仲介機関が提供している銀行預金への入金または資金移動業の決済サービスの残高にチャージしないと使えない設計であれば、実質的に仲介機関で入出金を規制できるとも考えられるのではないだろうか。

3つ目が、開設可能なC B D C口座を、一人一口座とするか否かについて。まず、一人一口座の制度とした場合、何らかの理由を背景に仲介機関が行うC B D C口座の制限や解約については、ユーザーに大きな影響を与える重い判断になると考えられる。さらに、C B D C口座の制限や解約に関する履歴情報が仲介機関間で共有される場合を考えると、当該ユーザーは他の仲介機関を含めてC B D C口座の開設が困難になることが想定されるため、C B D C口座の制限や解約を行う仲介機関の判断が一層重くなる。こうした点が一人一口座の制度とした場合にネックになるだろう。

一方で、C B D C口座を複数開設できる制度の場合、一口座当たりのC B D Cの保有上限額があったとしても多数の口座を開設できるため保有上限額の抜け道ができると考えられる。加えて、同一人のC B D C口座間の送金であったとしても、それを確認ができるかが不明であることも懸念される。

以上のように、どちらの制度の場合もデメリットが考えられる。さらに、一人一口座の場合には、N I S A等と同じように各仲介機関によるユーザーの囲い込みが想定される。社会の基本的なインフラの側面を持つC B D Cに対して、各ユーザーにとって特定の一企業による囲い込みがなされることの是非については、議論が必要だろう。

(参加者) まず、「口座開設」の可否や条件等について。共通の条件を定めた上で、各仲介機関がプラス α での審査基準や保留基準を設けると良いのではないだろうか。また、取引規制の根拠を含む取引約款等を定めた上で、不正利用の懸念がある口座には取引規制を行えるようにした方が良いだろう。

次に、「不正送金の防止」における追加認証の要否・方法の共通化については、C B D Cアプリの実装方法によって対応が変わると考える。例えば、決済用アプリとして、共通のC B D C専用アプリがリリースされるケースでは、仲介機関ごとに独自の認証を設けるとユーザビリティを損ねてしまうため、共通化すべきである。他方、ダイレクトバンキングアプリ

のような既存のアプリにC B D Cの決済機能を組み込むケースでは、C B D Cを利用する際にのみ通常と異なる認証方式となるとユーザビリティを損ねるため、共通化せずに、既存のアプリで実装されている追加認証を活用する方が良いだろう。

続いて、「詐欺被害の防止」について。一定の年齢以上のユーザーに一律で何かしらの制限・対応を行う場合、年齢基準を公表した上で取引を制限する方法と、公表せずに取引モニタリング等を強化する方法が考えられる。また、取引金額の大小によっても制限・対応の必要性は異なり、日常生活における決済であれば制限の必要性が低い、決済金額が高額になるに連れてリスクも高くなり制限の必要性も増す。どのような方法が良いかはサービスの想定ユーザーや展開方法を踏まえた検討が必要だろう。なお、一律の年齢基準については、社会的に非難される可能性もある点には気を付けなければならない。

最後に、「取引モニタリングの共同化」について。外部機関に集中してモニタリングを依頼・委託する場合、個人情報関連の問題は避けて通れないため、第三者提供への同意を取得した上で顧客保護に取り組む必要があるだろう。

(参加者) 不正検知の観点からは、個人情報の第三者提供に同意を得て、個人情報が共有可能な形で「取引モニタリング（共同化）」を実施した方が良いだろう。その際、C B D Cに関しては、不正検知を目的とした個人情報の第三者提供について、予め法令で認めておくことが望ましいとの意見があった。

不正検知の結果、正当なユーザーを何らかの要因で誤って不正と判断した場合、当該情報が各仲介機関に共有され影響が広範に及ぶため、責任の所在の整理とともに異議申立て対応等を行う仲裁機関の必要性について検討の余地があるだろう。

個人情報の匿名化を行えば、個人情報の第三者提供に関する同意を得なくても、共同化した取引モニタリングを行える可能性があることや、そもそも子どもや高齢者等から個人情報の第三者提供について正しく理解した上で同意を得られるかは懸念が残るため、こうした個人情報の提供がない場合でも、C B D Cの取扱金額の上限を設定する等の何らかの制限をした上で利用いただく方法も考えられる。このように個人情報の第三者提供に関する同意がないとしても、C B D Cを利用できる方法についてもあわせて議論を深めるべきだろう。

(参加者) C B D Cを全国民が利用するものと位置づけるのであれば、年齢だけで一律に取引金額等を制限することには異論が出る可能性もあるため、過去の取引履歴等、その他要素を複数組み合わせた上で、取引モニタリングに強弱をつけて仲介機関側で安全性を担保するような仕組みの方が望ましいのではないだろうか。

銀行等で実施されている高齢者の詐欺被害対策には、対面で取引の内容確認をすることによって、正当性の確認を行っている部分も多いため、非対面取引が中心となりうるC B D Cでは正当性の確認が難しくなると考える。また、取引の正当性を確認する際に、本人だけではなく、本人が合意した第三者が確認をした上で取引を実行する仕組みも考えられるのではとの意見もあった。

(参加者) C B D Cにおいても入出金の制限や確認は非常に重要であり、各種機能がプログラマブルとなる可能性も考慮に入れると、C B D Cならではの新しいお金の状態として「サスペンド（一時的な留保）」というステータスを設計上組み込むことも考えられるのではないか。例えば、入出金時に何らかの確認をした上で取引が実行される仕組みや、指定した第三者やブロックチェーンにおけるマルチシグのような複数人による確認を必要とする仕組みにそのステータスを活用するイメージが考えられる。

4. 次回予定

次回の会合は2月4日（火）に開催予定。

以 上

C B D C フォーラム WG 3
「KYCとユーザー認証・認可」
第11回会合参加者

(参加者) ※五十音・アルファベット順
株式会社イオン銀行
セコム株式会社
ソニー株式会社
大日本印刷株式会社
株式会社千葉銀行
日本電気株式会社
日本マイクロソフト株式会社
日立チャネルソリューションズ株式会社
フェリカネットワークス株式会社
株式会社ふくおかフィナンシャルグループ
株式会社マネーフォワード
株式会社みずほ銀行
株式会社三井住友銀行
株式会社三菱UFJ銀行
株式会社ゆうちょ銀行
株式会社りそなホールディングス
NRI セキュアテクノロジーズ株式会社
株式会社NTTドコモ
PayPay株式会社

(事務局)
日本銀行

I. 不正検知の概要 全体

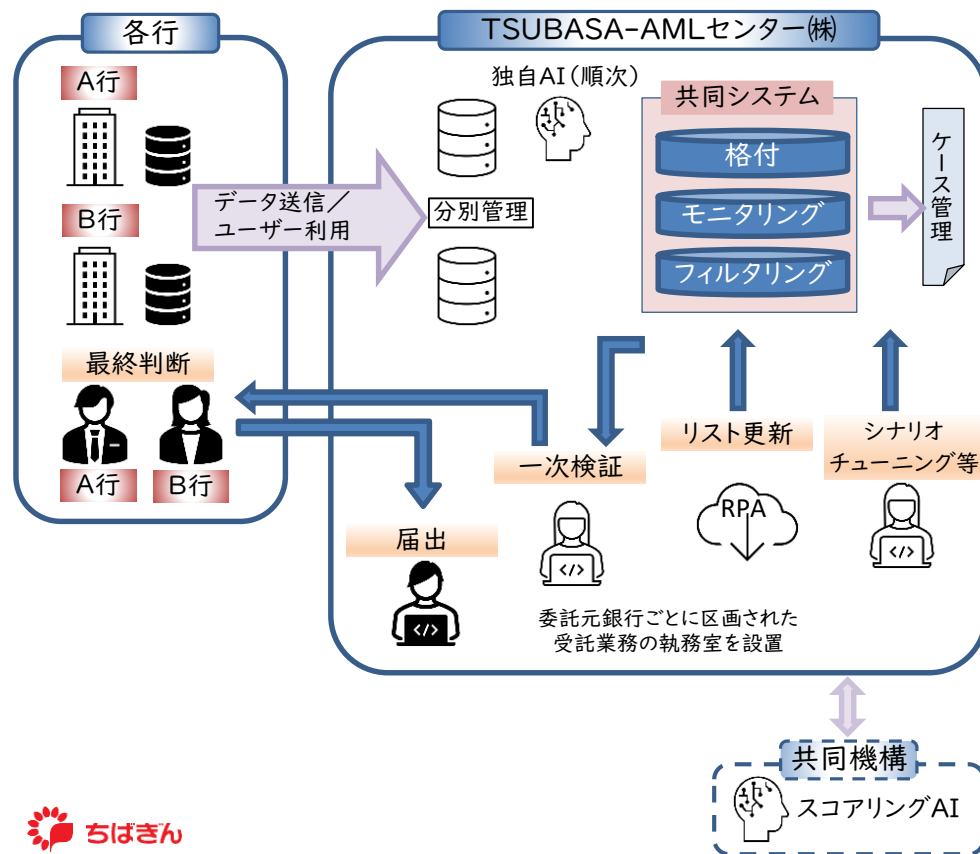
不正検知の基本方針

- 預金口座開設、入出金を実行前に多様な角度から審査して不正取引を未然防止
- 成立した取引の事後検証による不正取引の早期発見と被害拡大防止



2. TSUBASAアライアンスによる共同化

【共同運営化の概要】



取引モニタリング

- ・システム検知した取引の一次検証を集中処理

疑わしい取引の届出

- ・各行で届出要と判断した取引をJAFIC届出

フィルタリング

- ・制裁対象者等の各種リストを最新のものに更新

格付

- ・TSUBASAリスク評価に合わせた格付モデルの企画・運用

有効性検証

- ・取引モニタリングシナリオのチューニング
- ・AMLシステム連携データの整合性について定期検証
- ・AMLシステム処理結果のサンプルチェック

3. まとめ

	預金口座における取組み	CBDC (グループディスカッションテーマ)
口座開設	➤ 厳正な本人確認 ➤ 口座開設審査 ➤ 取引規制による監視	✓ <u>CBDC口座開設の条件等</u> (ユニバーサルアクセスとの共存) ✓ CBDC口座への<u>入出金規制</u>のあり方 ✓ 取引規制の根拠を含む<u>取引約款の参考例</u>策定
不正送金の防止	➤ 取引のリスクに応じた追加認証 ➤ リアルタイムモニタリング	✓ リスクに応じた<u>追加認証の要否・方法の共通化</u> ✓ <u>リアルタイムモニタリング</u>の実施 (即時決済性との共存)
詐欺被害の防止	➤ 高齢者のATM取引制限	✓ <u>高齢者の詐欺被害防止対策</u>
口座譲渡等の監視	➤ 取引モニタリングの共同化 ※ 個人情報は「委託」の取扱いとしており、相互参照不可	✓ <u>「為替取引分析業務」への該当性</u> ✓ <u>個人情報の取扱い</u> (不正検知目的での利用及び第三者提供への「同意」取得)

3. まとめ(グループ討議に向けて)

【ご参考】為替取引分析業者向けの総合的な監督指針(別紙3)

(1) 取引フィルタリングに関連するもの

照会対象のリスト	委託元	取引の種類	該当する業の種類	命令 第8条の号
外為法や国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法のリスト	金融機関等	為替取引	為替取引分析業	—
	金融機関等	為替取引以外 (注1)	為替取引分析関連業務	4
	資金移動業者等 (注2)	限定なし		5
	上記以外	限定なし		6
EUや米国OFACなどの外国当局等が指定するリスト	金融機関等	為替取引	為替取引分析関連業務	2
		為替取引以外 (注1)		4
	資金移動業者等 (注2)	限定なし		5
	上記以外	限定なし		6
警察・暴追センター・全銀協のリスト	金融機関等	為替取引	為替取引分析関連業務	3
		為替取引以外 (注1)		4
	資金移動業者等 (注2) (注3)	限定なし	為替取引分析関連業務	5
	上記以外	—	—	—
その他のリスト(各金融機関等で個別に作成するリスト等)	—	—	兼業承認において判断 (個別判断)(注4)	—

(2) 取引モニタリングに関連するもの

委託元	取引の種類	該当する業の種類	命令 第8条の号
金融機関等	為替取引	為替取引分析業	—
	為替取引以外(注1)	為替取引分析関連業務	4
資金移動業者等(注2)	限定なし	為替取引分析関連業務	5
上記以外	—	—	—

(注1) 為替取引分析業と併せて行うことが為替取引分析業の効率的かつ効果的な実施に資するものと認められるもの。

(注2) 「資金移動業者」、「特定信託会社」、「電子決済手段等取引業者」、「電子決済等取扱業者・信用金庫電子決済等取扱業者・信用協同組合電子決済等取扱業者」をいう。

(注3) 実務上、資金移動業者等又は為替取引分析業者がこれらのリストの提供を受けることができる場合に限られる。

(注4) ここでいう「兼業承認」とは、法第63条の27第1項ただし書に規定する承認をいう。これらの業務につき兼業承認をする場合にあっては、当該承認に条件を付すことにより、為替取引分析業及び為替取引分析関連業務において求められるものと同様の情報の適切な管理等の体制整備を求めるものとする。